

契 約 書

(指定訪問看護・介護予防訪問看護)

事業者：宙（コスモス）訪問看護ステーション

第1条（サービスの目的及び内容）

1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいた訪問看護サービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、____年____月____日から____年____月____日までとします。
- 2 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問看護の担当者）

- 1 事業者は、訪問看護の担当者(以下「担当者」という)として、正看護師である職員や理学療法士等（看護師の代わりに訪問して専門の療法を行う者です）を選任し、適切なサービス提供につとめます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な対応を講じます。

第4条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「訪問看護サービス計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。個別サービス計画については利用者に説明し、その写しを交付します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに個別サービス計画の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへの連絡調整等の援助を行います。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供したときは、提供実施日等を記載した書面に利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、第1項のサービスが完結した日から5年間これを保存し、利用者の求めに応じ

て閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

1 サービスに対する利用者負担金は、利用料金表に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書により契約を解除することができます。

3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第7条（利用者の解約等）

1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第8条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

この場合には、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターにその旨を連絡します。

第9条（契約の終了）

1 次のいずれかの事由は発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ① 第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了した時
- ② 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了した時
- ③ 第7条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- ④ 以下の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - ・ 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院して3ヶ月経過した時
 - ・ 利用者が要介護認定・介護予防認定が受けられなかった時

- ・ 利用者が死亡した場合

2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合には、利用者が指定する他の支援事業者への関係記録(写しやサマリ)の引継ぎ、介護保険外サービスの利用に関わる市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

第10条（事故時の対応等）

1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

3 当ステーション職員は、雇用契約時に文書で守秘義務の遂行を誓約し、サービスに関わる実習生、研修生からも文書で誓約を取り、利用者またはその家族から求められた場合には閲覧に応じるものとします。

第12条（苦情対応）

1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第13条（契約外事項等）

1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。